

令和元年度 南多摩地域保健医療協議会健康づくり部会  
(地域・職域連携推進協議会) 議事録

日時：令和2年1月20日(月曜日) 13時30分～15時30分

場所：南多摩保健所 講堂

次第：

- 1 所長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 資料確認
- 4 部会長選出・挨拶
- 5 議事
  - (1) 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの事業実施状況について
- 6 プラン推進に係る各機関からの取組報告
  - (1) 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例施行に伴う対応状況について(南多摩保健所)
  - (2) 町田市食育ボランティアについて(町田市保健所)
  - (3) 自殺者の状況について(南多摩保健所)
  - (4) 児童・生徒の自殺予防に係る取組について(稲城第二小学校)
  - (5) 八王子市版ネウボラについて(八王子市保健所)
  - (6) 地域・職域連携推進ガイドラインの改訂について(南多摩保健所)
- 7 その他

令和元年度 南多摩地域保健医療協議会健康づくり部会(地域・職域連携推進協議会)委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
石 塚 太 一	八王子市医師会長
田 村 豊	多摩市医師会長
谷 平 茂	稲城市医師会長
関 戸 達 哉	八南歯科医師会長
関 根 克 敏	町田市薬剤師会長(東京都薬剤師会理事)
小 林 義 典	東海大学医学部付属八王子病院長
松 崎 章 二	稲城市立病院事業管理者兼院長
信 太 広 志	日野自動車健康保険組合常務理事
鈴 木 邦 明	八王子地域産業保健センターコーディネーター
秋 山 弘 之	南多摩施設給食協会会長
小 原 彰 子	NPO法人東京多摩いのちの電話事務局員
西 村 一 弘	駒沢女子大学人間健康学部教授
津 布 久 光 男	公募委員
原 田 美 江 子	八王子市健康部長(八王子市保健所長)
河 合 江 美	町田市保健所長
赤 久 保 洋 司	日野市健康福祉部長
伊 藤 重 夫	多摩市保健医療政策担当部長
武 藤 路 弘	稲城市福祉部長
浅 野 悦 子	八王子労働基準監督署長
増 田 綾 子	稲城市小学校長会代表(稲城第二小学校長)
設 楽 恵	八王子市教育委員会学校教育部長
小 林 信 之	南多摩保健所長

(敬称略)

【谷津課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたのでただいまから南多摩地域保健医療協議会、健康づくり部会を開催いたします。なお、本部会は地域・職域連携推進協議会を兼ねております。本日はお忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は委員改選後初めての部会ですので、部会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。私は南多摩保健所企画調整課長の谷津でございます。どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが、着席して進めさせていただきます。

お手元に本日お持ちいただいた資料を御準備ください。次第に沿いまして進行をさせていただきます。1、所長挨拶。初めに開会にあたりまして、事務局を代表して南多摩保健所長の小林より御挨拶を申し上げます。

【小林所長】 皆様、こんにちは。保健所長の小林でございます。本日は御多忙の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より東京都の保健衛生行政に御理解、御協力賜りまして重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年度当圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画としまして、5年ぶりに南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの改訂を行いました。本日はプランの進行管理としまして、事業実施状況を御報告させていただく予定となっております。また、本日は委員改選後初めての部会ということになっております。当部会は主にごん対策、自殺対策、食や歯・口腔の健康づくりなどを所管する部会でございます。また先ほどありましたとおり部会に加えまして、職域及び関係機関との連携を相互に深めるための地域・職域連携推進協議会を併せて開催というふうになっておりますので、関連する項目につきまして御報告をさせていただく予定です。委員の皆様には南多摩圏域におけます地域保健医療の推進に向け、活発な御議論をいただき、地域保健事業の発展に御協力賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【谷津課長】 2、委員紹介。それでは議事に先立ちまして委員の御紹介をさせていただきます。資料1の委員名簿を御参照ください。名簿順にお名前をお呼びいたしますので大変恐縮ですが、着席のまま会釈していただければありがたく存じます。

石塚委員です。

田村委員です。

谷平委員です。

関戸委員です。

小林委員です。

松崎委員です。

信太委員です。

鈴木委員です。

秋山委員です。

小原委員です。

西村委員です。

津布久委員です。

原田委員です。

河合委員の代理で細川課長です。

赤久保委員の代理で平課長です。

伊藤委員です。

武藤委員の代理で勝野課長です。

浅野委員です。

増田委員です。

設楽委員は本日御欠席でございます。

小林委員です。

なお、関根委員は後ほど御紹介をさせていただきます。

続きまして、南多摩保健所職員の御紹介をさせていただきます。

薩埵生活環境安全課長です。

荒川保健対策課長です。

河西地域保健推進担当課長です。

企画調整課、谷津でございます。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には資料1から9までを事前に送付させていただいております。また本日机上に置かせていただいた資料が何点かございます。まず席次表です。続きまして、「禁煙のルールが変わります。」というカラー刷りのA4ペーパーが1枚です。続きまして、地域保健医療福祉フォーラムというカラー刷りのチラシでございます。続きまして、「のぼそう！健康寿命」ということで、秋山委員からの御提供資料でございます。4枚いかがでしょうか。もし不足がありましたら挙手でお知らせいただければと思います。

引き続きまして、会議の公開についての御報告です。本日の会議は設置要綱によりまして、原則公開とされております。本会議の議事録につきましては後日、発言者の氏名も含めまして公開となりますことを予め御承知おきくださいますようお願いいたします。また記録・広報用に会議中の写真撮影をさせていただきますので、こちらも御承知おきください。なお、ホームページによりまして開催の事前告知を行いました。傍聴の申込者はいらっしゃいませんでしたので、合わせて御報告させていただきます。

次第4、部会長選出・挨拶。それではまず部会長選出について簡単に御説明いたします。地域保健医療協議会設置要綱第7第3項の規定によりまして、部会長は部会の委員の互選により定め

ること、とされております。本日は今年度からの新しい任期となって初めての部会でございますので、当部会の部会長を御選任いただきたいと存じます。御推薦、あるいは立候補はございますでしょうか。

【小林所長】 保健所の小林でございます。僭越ではございますけれども、私から部会長を御推薦したいというふうに思います。現在、駒沢女子大学人間健康学部教授としまして教鞭を取られ、また東京都栄養士会会長としまして健康増進や疾病予防の分野に造詣の深い西村委員を推薦させていただきたいと思っております。

【谷津課長】 それでは当保健所所長、小林委員の方から西村委員を部会長にという推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは西村委員に部会長をお願いしたいと存じます。西村委員、大変恐縮ですが、部会長席にお移りいただければと思います。

それでは西村会長、今後の議事進行につきましてどうぞよろしくお願ひいたします。

【西村部会長】 それではただいま御推薦をいただきました西村でございます。よろしくお願ひいたします。今回、健康づくり部会の部会長に御推薦いただき、大変恐縮に存じております。地域における医療、保健、福祉の連携がますます強く求められる中、こうして関係機関が顔を合わせ、意見交換を行うことは大変有意義なことでありますし、また圏域の地域保健事業の発展に携われることを大変光栄に思う次第でございます。委員の皆様には御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

当部会は昨年度改訂した地域保健医療推進プランのうち「生涯を通じた健康づくり」を所管しております。本日はこの中から食育、自殺対策、母子保健などについて、各機関の取組を御報告いただきます。大変限られた時間ではありますが、是非この機会に活発な御意見をいただきまして、本部会が有意義なものになりますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それではただいまから議事に移ります。議事次第に従いまして、議事（１）になります。南多摩保健医療圏域地域保健医療推進プランの事業実施状況について事務局から御説明をお願いいたします。

【谷津課長】 説明をさせていただきます。まずお手元の冊子、地域保健医療推進プランの41ページをお開きいただければと思います。ここと照らし合わせながら御覧いただけると助かります。この41ページの一覧表でございますが、このプラン全体といたしましては、各プラン項目ごとに複数の課題と今後の取組を掲げておりますが、その複数の課題の中から特に重要な項目を重点プラン・指標としてこの一覧に掲載をしております。協議会と、この部会ではこの重点プラン・指標一覧に掲げた23課題を中心に進行管理をしていくこととなります。このうち、この健康づくり

部会は先ほど会長の方からもお話がございましたように、第1節の「生涯を通じた健康づくり」の1から8の8題の進行管理を分担しております。

続きまして、次第の後ろをめくっていただいて7ページ、資料3を御覧いただきたいと思えます。南多摩保健医療圏、地域保健医療推進プラン事業実施状況でございます。以降、プランと略称で呼ばせていただきます。真ん中の破線の囲みの中でございますが、進行管理を行う上での基本的なスタンスを記載しております。圏域各市の事業の状況、地域状況の違い等がございますので、個別の一つ一つの取組を単純に比較する趣旨ではないことを御了解いただき、進行管理をしていただけたらありがたく存じます。

続きまして9ページを御覧ください。ここからが各重点指標となります。まず整理番号が右肩に振ってありますが、1番でございます。がん対策の推進、がんの早期発見の取組、受診率・精密検査受診率の向上に向けた取組を充実する、という指標となっております。指標にかかる取組状況の表の見方でございますが、左側の列が29年度末、30年3月31日現在の状況を記載しております。ベースラインとして今計画期間中のベースラインというところで位置づけている状況でございます。これは昨年度の部会で御紹介した内容となっております。右の列ですが、今回の調査結果を記載したもので、30年度末、31年3月31日現在の内容を記載しているところがございますので、左側の各市ごとのベースラインと各市ごとの今回の調査結果、進捗状況がわかるということになるかと思えます。私の発表は全体をまとめた形で特徴的なところを取り上げての御報告となります。

まず、がん対策普及啓発でございますが、官民連携モデルの導入や行政からの情報が届きにくい層、例えば若者世代、働き盛り世代に対しまして、学校や職域等との連携が広がりつつあるということでございます。また場の活用といたしましては、各種検診や保健事業等の保健衛生の場にとどまらず、各市の各イベントの活用やショッピングモール等で大勢が集まる場での普及啓発イベントの実施や民間企業との連携など、幅広く取組の工夫が進められております。

次に検診についてですが、費用面の受けやすいための工夫ですとか、土日検診の導入など、受けやすい時間帯の工夫、また検診の質的向上の面では胃の内視鏡検査の導入が進んでおります。精密検診の受診率向上につきましては精密検診の報告体制の強化、精密検診未受診者への個別アプローチ等の強化がなされているという状況でございました。

続きまして、10ページをお開きください。たばこ対策でございます。喫煙・受動喫煙の健康影響及びCOPDについての普及啓発を充実する、です。改正健康増進法及び都の受動喫煙防止条例の施行に伴う受動喫煙対策の強化が図られている他、各市においては、法や都条例が屋内禁煙対策中心であることを踏まえ、屋外での喫煙のルールを中心とした条例の制定や対策の強化が図られ、市民への一層の啓発が図られております。また健康教育といたしましては、高校での防煙教育や集団特定検診の場を活用した全喫煙者向けの短時間支援などが実施されている状況がございます。

続きまして、11 ページをお願いいたします。生活習慣の改善、幅広い世代に向けた生活習慣病予防の推進、健康的な生活習慣や生活病予防に関する普及啓発を充実する、でございます。医療保険の未加入者や未利用者へのアプローチ、未受診者へのショートメールでの受診勧奨通知の発出を行ったり、個別のアプローチ方法といたしまして、土日中心としたり、タブレット端末を活用した遠隔面接等でのアプローチ手法等、さまざまな工夫がなされております。その他、健康づくり・健康セミナー等の開催や、マップ作成等、健康づくり推進員・健康サポーター等の活躍がなされている状況でございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。食を通じた健康づくり、関係機関の連携による総合的な食育の推進、関係機関との連携・協働による食育活動を推進する、です。外食をする際にも住民が健康的なメニューを選択できるよう、食品関連事業者に対する働きかけや、関係機関と連携した普及啓発を実施し、住民の食生活の改善に役立てる活動を進めています。特定給食施設において適切に栄養管理及び食育がなされるよう巡回指導等を通し、指導、助言をしております。食育推進計画の改訂等に合わせまして、必要なデータを収集し、課題改善に向けた事業も展開しております。最後に食育ボランティアなどの地域資源を生かし、関係機関とも連携しながら地域ぐるみで食育活動を行うなど、プランに基づいた取組が推進されています。

続きまして、13 ページ、自殺対策の推進、地域特性を踏まえたきめ細かな自殺対策の総合的な推進、自殺対策計画の策定及び計画を踏まえた総合的な自殺対策を推進する、です。各市とも自殺対策計画の策定が進んできております。これによりまして、各市の庁内横断的な対策も進み、各部署ごとの多様な自殺対策が行われつつある状況でございます。普及啓発ではゲートキーパー等の人材育成、若者層を中心にターゲット層を定めた SOS の出し方についての取組等が行われています。普及啓発の連携先としましては、学校の他に鉄道会社、スポーツチーム、訪問看護ステーション等、幅広い機関との連携が進んでおります。また自死遺族の会の開催等、支援活動も進みつつございます。

続きまして、14 ページでございます。母子保健の充実、切れ目のない子育て支援の充実、子育て世代包括支援センターの設置・運営を充実する、です。子育て世代包括支援センターの設置・運営につきましては各市共設置済み、または設置の見通しが立ってきております。運営の内容といたしましては、保健部門と子育て福祉部門との連携の実効性を高めるための機能分担の整備やケースの進行管理体制の整備等が充実してきております。

続きまして、15 ページをお願いいたします。歯と口腔の健康づくり、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進、かかりつけ歯科医の普及啓発と機能の充実に向けた取組を推進する、です。こちらの記載の特徴といたしましては、全体として後期高齢者を中心に高齢期の歯科健診が充実・強化されていることがわかります。また歯科口腔機能健診の取組についても進みつつあり、フレイル予防を通じた歯と口腔の健康づくり対策を進めていることが読み取れます。また障害者歯科

保健についても各市ごとの取組が進められております。

続きまして、16 ページ、最後となりますが、様々な主体による健康づくり、住民主体の健康づくり活動の推進、地域における健康づくり推進員等活動・住民主体の介護予防活動及びその活動支援を推進する、です。各市共、健康づくり推進員、サポーターの養成を行い、主体的な活動が推進できるような支援を行っております。その結果、市民に定着している状況が記載されております。この中から地域のシニアクラブや自治体に派遣したり、介護予防リーダー的な役割を果たせる人材も増えてきております。このような活動と合わせまして、健康体操 DVD の作成や貸出、身近な場所での運動や体力測定会等を通じた場が新たな取組として進んでいる状況が記載されております。

私の方からは以上でございます。

【西村部会長】 ただいまの事務局の説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に移らせていただきます。次はプラン推進に関わる各機関からの取組報告に移ります。これから御報告いただく各取組はお手元にお配りしております冊子、地域保健医療推進プランに挙げられている項目にそれぞれ関連しております。プランの冊子 41 ページに一覧表がありますが、当部会は第 1 章第 1 節「生涯を通じた健康づくり」の 1 から 8 の項目を所管しておりますので、取組報告ごとに私から御案内したいと思います。

では初めに（1）になります改正健康増進法と受動喫煙防止条例施行に伴う対応状況についてですが、こちらは「第 1 章第 1 節 2 のたばこ対策・COPD の予防」に関する取組です。それでは南多摩保健所、谷津課長から御報告をお願いいたします。

【谷津課長】 引き続きよろしくお願ひいたします。まず資料の方は 17 ページ、資料 4 と右肩に書いた資料をお開きいただきたいと思ひます。

一番上の表題といたしまして、「令和 2 年 4 月 1 日より改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が全面施行、受動喫煙のないまちづくりが始まっています」というところをキャッチフレーズに皆様への普及啓発を進めているところでございます。この法律と条例の趣旨といたしましては、健康被害を受けやすい 20 歳未満の子供や、受動喫煙を防止しにくい立場である従業員を受動喫煙から守ることというところが一つの目玉となっております。また多数の人が利用する施設等を第一種、第二種施設などと分類し、原則屋内禁煙とすると共に、施設等の管理権限者が講じる措置を定めたというところも特徴となっております。

まず上の段の囲みの中を御覧ください。上が法律、下が条例の矢印となっております。現在、両方とも真ん中の矢印の段階にあります。法によりますと、7 月 1 日付で第一種、学校、医療機関、行政機関等となりますが、第一種の原則敷地内禁煙が始まりまして、下段の都条例では 9 月

1日付で学校等の屋外喫煙場所設置不可ということになりまして、学校、幼稚園等の20歳未満の子供がいる施設が屋内、屋外共全面禁煙となりました。また加えて、飲食店での店頭表示義務が始まっておりまして、現在はそれぞれの飲食店が、喫煙のところは喫煙、禁煙のところは禁煙ということで、現状、標識を貼るということを今やっただけで済んでいる状況でございます。

次、最後の右端の大きな矢印、これが4月1日からの全面施行の矢印となります。これによりまして、4月1日からは飲食店や宿泊施設、事業所などを含めまして、二種施設と言われる施設で2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙となります。そこで都や保健所では4月1日の全面施行に向けまして、現在、直前対策を行っているところでございます。飲食店につきましては屋内禁煙の一部例外とすることができる施設がございます。家族経営等の小規模施設におきましては保健所への届出によりまして、喫煙可能店、喫煙可能室が設置できることとなっており、1月6日から届出が開始となっております。2人以上の施設は一般企業等も原則屋内禁煙となりますが、この点についてはまだまだ周知が十分とは言えないため、関係機関や関係団体等の御協力を得ながら、現在鋭意対応中でございます。

1枚おめくりいただければと思います。これは今年度の南多摩保健所におけます受動喫煙防止対策普及啓発に関する実績と今後の予定となっております。上段を御覧ください。第一種施設、学校、医療機関、行政機関等ですが、7月1日からの規制開始に向けまして行った対策を記載しております。次に中段、第二種施設ですけれども、第二種施設とは第一種施設ではなく、また喫煙を目的とする施設ではないということになっておりまして、ほとんどの施設がここに該当することになります。これにつきましては、まず飲食店につきましては先ほども申しあげましたように、9月1日から店頭表示義務に向けた対応を行ってまいりましたので、それを含めた情報提供を各種講習会やあらゆる場を通して行ってきております。また該当となる全施設への個別通知なども行ってきております。

続きまして、その第二種施設の下になりますけれども、各市との連携ということで、これは全面施行に向けてというところなんですけれども、管内日野、多摩、稲城市さんの協力関係によりまして、さまざまなきめ細かい直前対策をいま実行しているところでございます。またその下の各市商工会との連携というところでも3市の商工会の全面的な御協力を得まして、ホームページですとか、あと会員への個別全数通知などが実施できることになっており、できる限り事前に情報をお伝えしていくというところでいまやっているところでございます。

その裏面、20ページを御覧ください。こちらの上の段ですけれども、南多摩保健所の相談対応状況の件数を書いております。飲食店の店頭表示が9月からあったということで、8月、9月が件数が多くピークとなっております。またその下の主な相談事例につきましては御参照いただければと思います。

御説明は以上でございますが、今後とも都民、関係機関、関係団体との協力のもとで対応を進

めてまいりますので、引き続き委員の皆様にも御協力の方をどうぞよろしくお願ひいたします。  
以上です。

【西村部会長】 それでは同様のお立場から八王子市保健所と町田市保健所から御報告をいただきたいと思ひます。まず八王子市保健所、原田委員、お願ひいたします。

【原田委員】 八王子市保健所の受動喫煙対策でございますけれども、31年の4月に嘱託も含めまして4名、人を付けていただきました。時限でございますけれども。そして令和元年から実施してまいりましたのが、市内飲食店が約3,000軒ございますので、そこにパンフレットと掲示シートを送りまして、9月には動画の配信を独自につくりまして開始いたしました。昨年10月からは個別に飲食施設に嘱託の人たちが入ってくれまして、800軒ほどまいりまして、いま夜間のところを回り始めているところなんです。こういったことがありましたので、1月からは喫煙可能室の設置施設の届出が現在14件ほど出ております。ただもちろん市民からのいろんな御意見もございまして、苦情が多いんですけども、44件ほど今あるという状況でございます。以上でございます。

【西村部会長】 ありがとうございます。

それでは町田市保健所の細川課長、いかがでしょうか。

【細川課長】 町田市の方でも4月の頭から取組が進んでいますけれども、まずせっかくですので、町田市の保健所は市役所の本庁舎の中に一緒に入っているという形になっているので、相談窓口については市役所本庁舎の7階に設けています。12月末現在、先ほど南多摩保健所の方からは件数が出てましたけれども、町田市は月別ではちょっと把握できないんですけども、合計で102件のお問い合わせをいただいているということになっております。それから都条例の一部施行に伴って、市内の飲食店すべてに合計で2,600件ですけども、周知チラシとステッカーを既に送付しているところでございます。先ほど八王子さんからもお話がありました飲食店における喫煙可能室設置施設の届出、町田市も開始しておりますが、町田市では現時点で届出は出ていないという状況になっております。雑駁ですが、報告は以上です。

【西村部会長】 ありがとうございます。ただいまの3か所からの御報告に関して、御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。どうぞ。

【津布久委員】 2点ほどちょっとお聞きしたいんですけども、いま御説明いただいた中で、第二種の施設の屋内は原則禁煙と書いてございますけど、屋外はどうなってるんでしょうかということが1点。それと上の方に法規、条例と書いてございますけども、法規の場合は禁煙のところ吸っていた場合はどういう罰則規定があるのか、ちょっと不勉強で存じ上げてないんで、もしおわかりになれば教えていただきたいということです。それとこれは基本的には受動だから吸っている人よりも周りで吸い込んでいる人を守るというような意味合いだと思うんですけども、昔で言う専売公社の立場というのはどういう状況になっているのかとか、何か情報があったら教えていただきたいと思ひます。以上です。

【谷津課長】 御質問ありがとうございます。二種が屋内原則禁煙なので、屋外はどうかという御質問ですけれども、屋外につきましては屋外で受動喫煙にならないようなスペースに喫煙場所をつくって対応するということになっておりまして、屋外禁煙ということにはならない状況でございます。それから罰則についてですが、まず罰則規定はありますが、まずは注意を申し上げて、それで御理解をいただいてやめていただくというところが一番重要でございますので、吸っていたので、即、罰則規定に乗せていくということではなく、御理解をいただくということが一番重要だと考えています。施設の管理権限者の方が屋内禁煙ということについて一義的に管理をしていただく状況ですので、管理権限者の方から御注意をしていただくということになるかと思っております。最後に、吸っている人より受動喫煙の人を守ることについての趣旨ということで、専売公社の立場ということなんですが、これについては私はちょっと情報を持っておりません。申し訳ございません。

【津布久委員】 ありがとうございます。私は地域でサッカー等の指導をちょっとやっているものですから、公園でランニングをしたり、柔軟体操をしたりもするんですね。そうしますと、たまたま外にたばこを吸うところがあったり、ジョギングのコースとかにあったりするんですよ。そうすると自然に風向きによって吸い込んじゃうということが、私でもあるので、子供たちも十分それはあるんですね。そうすると多数の人が利用する施設と書いていながら娯楽施設に該当するのかわからないけれども、公園なんかそういう可能性があるということですね。そうするとあんまり意味がないんじゃないかなと思うので、そういう機会があったときには、屋外であっても、不特定多数が受動喫煙してしまうようなことが想定される場合はせつかくやるのであれば中途半端なことはやらないで、どんどん普及してほしいなと思いますので、なるべくそのように御努力いただきたいということと、やっぱりあんまり罰則がないと、普通に注意して聞いてくれる方というのはいいんですけども、私なんかでも駅でたばこを吸っている人とか昔は注意してたんですが、昨今はそういうことも躊躇しちゃうことが多いんですね。駅であれば交通警察官とかがいらっしやるんだから、そういうことがきちっと徹底されて、処罰があるようなものでないと意味がないと思いますので、これも公式の場で徹底できる機会があったら徹底してほしいなと思います。以上です。ありがとうございます。

【谷津課長】 ありがとうございます。2番目は罰則がないことによって実効性がなかなか担保されないのではないかという御意見ではないかと思います。それに関しましては、一度違法行為があったからと言って、それを即罰則に当てはめるということではなくて、いろいろ勧告とか段階があるんですけれども、ただ繰り返し注意をしても改善しないですとか、悪質なものに関しましてはきちんと対応していくということになっておりますので、法律のつくりの中でカバーできるかと思います。

あと最初の御質問なんですけれども、屋内対策を強化するのは良いけれども、屋外の方がかな

り問題点があるのではないかとということで、全く御指摘のとおりでございます。例えばなんです、7月に第一種施設が禁煙になったというところがあります。病院とか学校なんです、その後学校や病院のちょっと出たところで職員の方が喫煙している状況があって、それに対する苦情が入ったというところもありますので、おっしゃるとおりなんです、それにつきましても一応それぞれの施設の管理権限者の方は施設内、屋内、敷地内中心ではございますけれども、その隣接する区域についての受動喫煙についても配慮していくというところがうたわれておりますので、その義務的などところで御理解いただいて対応していただいている状況がございますので、そのような形で、法や都条例においては配慮義務というところで対応する部分が一つにはあろうかと思えます。また各市におきましては、東京都と法律の方が屋内、敷地内というところがございますので、環境条例ですとか屋外を中心とした条例や対策がかなり進んできておりますので、もしよろしければそのあたりのことを各市の方から一言ずついただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

【西村部会長】 それでは各市から屋外について一言ずつよろしく願いいたします。

【伊藤委員】 多摩市ですけれども、お世話になります。いまの御質問のところなんですけれども、御承知のように昨年の3月議会で多摩市受動喫煙防止条例をお認めいただいて10月1日から施行しております。こちらは先ほど谷津課長から御説明がありました都条例に上乘せするというような形で、学校、いわゆる教育機関、保育園、幼稚園等の屋外、周辺道路については全面禁煙というふうな形にさせていただいております。それからさらに公園ですね。いま津布久委員の方からお話が合った公園についても多摩市は集合住宅も多いというところで公園で吸われる方が非常に多かったというところもありますので、夜間については喫煙は大丈夫なんですけれども、基本的に日中は全面禁煙ということで、公園300数か所に灰皿が置いてあったのを全部10月1日で撤収いたしまして全面禁煙という形にさせていただいております。そういった形で東京都さんと協力をさせていただきながら受動喫煙からしっかり守るというふうな形で多摩市の方はさせていただいたところでございます。

【西村部会長】 ありがとうございます。

【勝野課長】 稲城市なんですけれども、稲城市は屋内の喫煙のことにつきましては都条例の受動喫煙防止条例というものを引用しております、また屋外については市条例で路上喫煙防止条例というのを定めております。稲城市は市内に6駅ございます。こちらの6駅周辺は禁煙というふうに定めておまして、また歩きたばこなども禁止させていただいております。新たに令和2年4月1日から指導等に従っていただけない場合には罰則といたしまして、2,000円の料金を徴収するといった条例になっております。

【津布久委員】 稲城の公園はどうなんですか。

【勝野課長】 公園は特に定めておりません。

【津布久委員】 ありがとうございます。

【平課長】 日野市になります。日野市の方は市独自の条例というのは設けておりませんので都の条例に従って行っているということになります。以上です。

【谷津課長】 環境の対策レベルではやってらっしゃいますよね。

【平課長】 はい、環境対策レベルでは市の関連施設の方は屋外でたばこが吸えるような場所をきちんと設定したりとかそういうことはやっております。以上です。

【谷津課長】 町田市さんと八王子市さんは何かありましたら。

【原田委員】 八王子市は実は行政機関については体育館とかそういったものもすべて第一種と同じような扱いにしております。その敷地内では吸えないと。公園につきましては、実は児童遊園については第一種と同じ扱いであろうということがございますので、子供が入る児童遊園というふうに銘打ったものはすべて禁煙になっております。それ以外のものについてはちょっとできていないということです。

【津布久委員】 じゃあ富士森公園なんかはダメなんですか。

【原田委員】 そうということです。ただ、あれも言ってみれば市の行政機関の施設ですので、ここだけだという特定の喫煙所を設けまして、そこ以外は吸えないということになっております。

【細川課長】 町田市も基本的には都条例に準じる形で対応させていただいてますので、御質問にあった公園については現時点では禁煙という形にはなっておりません。ただ町田市は中心市街地、駅の周辺は随分前から、これは環境施策の中ですけれども禁煙区画を設けておりまして、基本的には路上喫煙も含めて禁煙という取組をしていますし、その中で受動喫煙という取組をしています。現時点で公園の方は禁煙という対応は私設公園も含めてですけれども、行っていない状況です。以上です。

【津布久委員】 薬師池なんかも？

【細川課長】 そうです。

【津布久委員】 いろいろありがとうございます。

【西村部会長】 貴重な御意見ありがとうございました。他によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に取組報告の（２）としまして、町田市の食育ボランティアについてですが、こちらは第1章第1節の4、食を通した健康づくりに関する取組です。

それでは町田市の細川課長、よろしくお願いいいたします。

【細川課長】 それでは資料の5になります。21 ページからになります。町田市食育ボランティアについて概略説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず町田市食育ボランティアですけれども、町田市の食育推進計画、2013年に策定して2014年からの5か年の計画だったんですが、この中で食に関する啓発活動を行うボランティアを育成し

ようということで取組が進んでまして、2枚目のシートにもあるように、第1期の養成を2015年から、翌年2016年度に第2期を養成して、第1期の食育推進計画の中ではこの2期までで活動を進めておりました。まず養成講座ですけれども、食の安全ですとか行事食、それから食文化などに関連して計5回の養成講座を受講していただいた後に食育ボランティアとして登録するという形になっています。

裏面をおめくりいただきまして3枚目になります。もともと食育推進計画の中で食育ボランティアを育成しようとした狙いなんですけれども、共食の推進やあとは食文化の伝承を狙い、という形にしておりまして、ですので第2次もそうですけれども、第1期は特に共食の推進や食文化の伝承という内容を中心にボランティアの活動を進めてまいっております。特に共食、食文化ですけれども、個々の御家庭に依拠するところが大変多くなっていて、食育ボランティアも実際にはなかなか御家庭に入るのは難しいので、下の活動内容にありますけれども、実際には食育フェアのイベントですとか、それから地域の保育園ですとか、あとは町内会などからお呼びいただいて、そちらの方で具体的には食事マナーに対しての習得ですとか、いま町田市では「まちだすいとん」というのを地産地消と食の伝統ということで推しております、そちらの方を提供、もしくは調理実習を兼ねてボランティアが活動しているという形になっております。

5枚目を見ていただきたいんですが、これまでの活動実績と成果でございます。先ほど申し上げたように2014年度、15年、16年で食育ボランティアの養成をしております、16年度から徐々にボランティアの活動実績が増えてきております。初年度はなかなか苦戦したようなんですけれども、徐々に知名度が上がってきてまして、地域ですとか、特に保育園からは活動依頼を受けているような状況になってまして、今年度、いまのところなんですけれども、30件ぐらいの活動をさせていただいております。

今後の町田市食育ボランティアの項目になりますが、もともと先ほど申し上げたように食育ボランティアですけれども、共食ですとか食の伝統ということを中心に取組を進めてきているんですけれども、近年はやっぱりフレイルですとかオーラルフレイル、あとは近年の災害を受けて、地域の町内会自治会では防災食の取組を結構やってるところがあって、防災食ですとか、そういったものについてのノウハウもボランティアにも持ってもらって、町内会や自治会で取組をするときに防災食の準備を一緒に手伝っていったりですとか、あとはフレイル、オーラルフレイルに関して言えば健康づくり推進員ですとか、あと当課には歯科衛生士もいるんですけれども、オーラルフレイルの取組の中では食育ボランティアと一緒に取組をしていこうということで、いままた新たな活動場所を模索している状況になっています。ちなみに今年度、2019年度ですけれども、いま第3次の食育ボランティアを推進しております、来年度からはもう少し多い人数で活動ができるというふうに思っています。雑駁ですが、私からの報告は以上になります。

【西村部会長】 ありがとうございます。ただいまの御報告に関して御意見、御質問等ござい

ますでしょうか。はい、先生、よろしくお願ひいたします。

【石塚委員】 八王子の石塚でございます。この3枚目のスライドに、目的が食を通じた地域交流の推進と共食の機会の増加と書いてあって、共食の推進や食事マナーの習得と食文化の伝承とということがあるんですけど、これは主にどの年代を目的とされているのかということをお伺ひたいんですが。

【細川課長】 ありがとうございます。もともとは年代を特に絞って取組を進めているわけではないんですけど、先ほども少し触れましたように、特に働く世代の方々ですとか、あとは御家庭に入っていくというのは現実に難しい状況があつて、具体的にはやっぱり保育園ですとか幼稚園、それから小学校は今日校長先生もいらっしゃってますけども、小学校の中ではかなり取組が進んでるところもあるので、やっぱり幼稚園や保育園といった子供世代にマナーなどについての理解を深めるという取組しかできていないです。やっぱり成人世代にどういうふうに取り組んでいくのかというのは町田市もかなり課題になっているというふうには認識しています。以上です。

【石塚委員】 ありがとうございます。いまおっしゃった子供ですね。子供に対してやっていくというのは僕も一番リーズナブルだろうと、効果も高いだろうと思うんですが、いまおうちでご飯を食べられないお子さんがあちこちにいる、子供食堂みたいなものをつくられてボランティアでやってらっしゃる方がいるんですが、せっかくこういうボランティアがおられるのであれば、そっちの方にも少し舵を切ってやられたらどうかと。八王子でやってって本当は言うべきなんですけど、でもとてもアイデアとしてはいいアイデアでやられているので、これは是非広げていただいたら八王子も見習ってやるように交渉しようかなと思うんですけども、是非よろしくお願ひいたします。

【津布久委員】 今の委員の方にプラスみたいなお話なんですけど、実は私は孫がいて、食べ物のマナーという点で、ものを残さないということを小さい頃から言ってるんですね。食べ物、せっかくできたものを残している、いわゆる給食の残滓を見て僕はがっかりしたことがあるんですけども、食べられない子もいるという先生のお話、いまの委員の方のお話に加えて、自分で配膳されたものをすごく残す子がいて、その残滓を処分するのにあの当時は上九一色村という山梨の麓まで運送していったお金をかけて処分しているということも聞いてびっくりしたことがございます。そういう意味で食料危機でもあるわけだから、食べ物のマナーの一つとして、ものは残さないということも加えて御指導いただければなおさらいいのではないかなと。また伊藤部長がいらっしゃるので、多摩市で、大きい意味で言えば環境問題にもなるかと思ひますので、是非行政の中で検討を加えてほしいなと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。

【西村部会長】 ありがとうございます。

【谷津課長】 会長すみません。いま町田市薬剤師会長の関根委員が御到着になりましたので御紹介をさせていただきます。関根委員です。よろしくお願ひします。以上です。

【西村部会長】 ありがとうございます。貴重な御意見を今たくさんいただきましたので是非各地区で御活用いただきたいと思います。先ほどお話の中でフレイルやフレイル対策、介護予防とかもお話が出ましたけども、やっぱり共食になると、大体高齢者の場合1.4倍ぐらい食事量が増えるというようなエビデンスも出ておりますので、やはり御高齢の方々もどんどん引きこもらないように共食をさせるというのもすごく重要なことだと思います。

食育ということで給食施設に携わるお立場から秋山委員、何か一言お願いいたします。

【秋山委員】 南多摩施設給食協会の秋山と申します。我々の協会の食育の取組なんですけども、毎年2月に多摩食育フェスタというイベントが京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターのA館6階のアウラホールというところで開催されております。今年は2月15、16日開催いたしますけども、私どもの協会もみんなの栄養展ということで南多摩保健所と同一ブースで参加させていただくことになっております。今年で多摩食育フェスタの参加も7回目ということになりまして、大体同じような内容で展示したりしてやってるんですが、今年の内容としてはまずテーマ冊子の配布ということで、きょう皆さん方のところに配布させていただいた「健康寿命」という冊子をまず配るということを第一目標にしています。この冊子はそちら側に西村先生がいらっしゃいますけども、公益財団法人の東京都栄養士会の方でつくっていただいたものなんです。今年はこれを来場者の方全員に配布したいと考えております。ここにも書いてありますけども、「のぼそう！健康寿命一食で人を「健康（しあわせ）」にー」といったタイトルで簡単にわかりやすく書いてあると思いますので、皆さんもちょっと見て参考にさせていただけたらと思っております。

それから2つ目としては、毎年ステージイベントをやらせてもらっています。2月15日の土曜日は「サルコペニアと栄養管理について」ということで2月16日日曜日は「低栄養とフレイルについて」ということで、30分程度なんですけども食育フェスタの中でステージイベントも開催させていただく予定になっております。

それから3つ目としては、これは子供さん向けとえばそうなんですけども、野菜を1日350グラム摂取しようということですので、350グラムの野菜というものを展示させていただいて、お米で350グラムを測って目方当てクイズをやってみようという試みなんです。これがすごく人気がございます、参加者には野菜とか果物のクリップとか消しゴム、そういうものを来た子供さんに選ばせたりとか、もちろん高齢の方にも参加していただいた方には配ったりしております。それからぴったり賞と言いまして350グラムぴったり当たった方には野菜と果物のぬいぐるみというのがあるんですね、バスケットに入ったものなんですけれども、それを差し上げたり、あとは野菜ジュースを5～6本差し上げたりとか、当たった人にはそういう豪華な景品を差し上げたりしていると。これがまた非常に人気がありまして、小さいお子さんは何回も挑戦したりしているところがございます。

それから4つ目としては、栄養補助食品の展示及び試供品の配布ということをやっております。

これは業者さんに協力していただきましてやっってるんですけども、先ほど高齢者の問題だとかいろいろ出てるんですが、やっぱり低栄養の方が多いんですね。ですので、なるべく栄養補助食品もうまく御活用していただいて低栄養とかフレイルを改善していくといったことも考えまして、業者さんに協力していただいて、そのような展示も行っているということです。この多摩食育フェスタも全部で18の団体さんがブースにて展示して、年々盛況になりまして、おととしは1,400ぐらい確か来場者数があったと思います。去年も1,200の来場者数はありましたので、是非足を運んでいただければありがたいなと思ってますので、よろしく願いいたします。以上です。

【西村部会長】 ありがとうございます。また貴重な情報ありがとうございます。ちょっと一つだけ私の方から。先ほどの町田市の食育ボランティアのところで災害時の対応をされていると。実は私は災害支援で気仙沼等に何度か行かせていただいた経験から炊き出しの衛生、安全というのが非常に重要で、実は熊本のとき、昨年も私は8月に熊本に行ってきたんですけども、熊本では実は食中毒が発生してしましまして、後半、実は炊き出しができなかったということも発生しておりましたので、こういった取組の中で取り組むときには是非その辺の安全衛生というあたりも注目していただければと思います。よろしく願いいたします。はい、お願いします。

【谷津課長】 先ほど秋山委員から貴重な御発表いただきましてありがとうございます。食育フェスタの日時の御確認なんですが、2月15日土曜日、16日日曜日の開催ということでよろしいでしょうか。

【秋山委員】 10時から16時まで。

【谷津課長】 10時から16時ということですね。わかりました。ありがとうございます。

【西村部会長】 ありがとうございます。

それでは次に移りたいと思います。取組報告の(3)自殺者の状況及び(4)児童・生徒の自殺予防に関わる取組についてですが、こちらは第1章の第1節4になります。自殺対策の推進に関する報告となります。2件続けて御報告いただきたいと思います。

それでは南多摩保健所、河西課長から御報告お願いいたします。

【河西課長】 南多摩保健所の地域保健推進担当課長の河西と申します。よろしく願いいたします。

それでは資料6を御覧いただければと思います。自殺の基礎資料としまして、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料を基にしました東京都と圏域の自殺者の推移を示したものになります。上のグラフにつきましては東京都全体の推移になります。平成30年を御覧いただきますと、前年に比べまして自殺者数が64名増加しております。ただ先日、1月17日の令和元年の速報値では2,107人ということで減少しておりました。下のグラフが圏域の数字になります。過去の推移を見ますと、29年までの5年間につきましては着実に自殺者数が減ってきておりましたが、東京都の推移と同様に、30年は増加しております。増加人数が50名ということで危機感を持ちましたが、

こちら令和元年には200人前後となりそうで、今後の経過を見守る必要があるかと思えます。自殺対策につきましては各市、それから関係機関の皆様もさまざまな取組を進めていただいております。また市民の方々の意識も上がっていると思えますが、全国的には2万人の方、都におきましては2,000人、圏域では昨年249名の方が自殺で亡くなられている現状というところは重く受け止めまして、引き続き対策を進めていかなければならないと考えております。

次のページ以降では東京都と圏域の詳細データ、また31ページには圏域内5市の25年からの年次推移を示しております。29ページを御覧いただければと思えます。南多摩圏域の状況につきまして説明をさせていただきます。すみません、ここで一つ修正をお願いいたします。上段の右側、自殺死亡率でございますが、男性は23.8、女性が11.3、全体では17.6でございました。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。平成30年でございますが、この圏域では249名の方が亡くなっておられます。表はその内訳になっております。

裏面のグラフを御覧いただければと思えます。男女比でございますが、3分の2が男性、男性、女性共に40歳代が多くなっております。原因を見ますと、健康問題が約5割を占めまして、家族がいらっしゃる方が7割、未遂歴のない方が約5割、無職の方が約6割、自宅で自殺された方が約6割、手段別の割合としては首吊りで自殺された方が6割という現状です。第一発見者となる御家族の遺族支援等も重要なことも示唆しております。また資料にはございませんが、昨年と比較しますと、19歳までの自殺者数が7名から今回16名、また職業別の無職者欄の学生でございますが、12名から今回24名とそれぞれ増加しております。この状況を踏まえまして、保健所では5市担当者連絡会を開催しまして、先駆的な取組ですとか、課題を共有すると共に、若者への自殺予防対策の強化としまして、夏休み期間中に教育関係者、子供に関わる関係者を対象に講演会を開催しております。圏域内の市町村におきましては自殺対策計画がほぼ策定されました。今後は各市の計画に基づきまして、PDCAサイクルを回しながら市の状況を踏まえた自殺対策がより実効性を持って進んでいくものと思われまします。報告は以上になります。

**【西村部会長】** それでは続きまして、児童・生徒の自殺予防に関わる取組について稲城市小学校校長会の増田委員、お願いいたします。

**【増田委員】** 稲城第二小学校校長の増田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは資料7を御覧ください。33ページです。児童・生徒の自殺予防に係る取組ということで平成29年度ですけれども、児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、やはり平成29年度ですけれども、児童・生徒の自殺者数は250人、高止まりしているという状況にあります。またSNSを利用して自殺願望を投稿するなど、高校生等の心の叫びにつけ込んで殺害してしまうという極めて卑劣な事件の発生もありました。

37ページを御覧ください。これは18歳以下の日別自殺者数のグラフです。やはり18歳以下の自殺は学校の夏休み明けとか冬休み明けとかに増加する傾向があります。やっぱり子供たちにと

って生活環境が大きく変わる契機になりやすく、長期明けというのはプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられています。

また 33 ページに戻りまして、そこで学校としましては、学校だけではなくて保護者や地域の皆さん、そして関係機関と連携して長期休業明けにおける児童・生徒の自殺予防に向けた取組を日々行っているところです。

2 番ですけれども、自殺予防に係る指導及び取組としまして、(1) (2) (3) と項目立てさせていただきました。(1) 気になる様子が見られる児童・生徒に向けてということで、まず子供たちが悩みや不安を抱えたときに相談したり助けを求めたりするための指導の一例として、校長講話を行う学校があります。本校でも月曜日、週の初めの全校朝会などで子供たちに「仲良くしよう」とか「困っていることがあれば、これだけみんなの周りにはたくさんの教職員、先生たちがいますよ。是非誰でもいいですから、いつでもいいから相談してくださいね。」というような講話をしています。また毎朝、校門で子供たちを迎えています。こちらが「おはようございます」と子供たちに声をかけたときに、いつも言ってくれる子が元気がなかったりして、アレッ?と思うことがあったときには担任や養護教諭と素早く連携して対応します。

また②ですけれども、子供たちへのプライバシー、人権を十分配慮しつつ、年間 3 回子供たちにアンケートを取っています。「学校は楽しいですか」とか「困っていることありますか」というような内容です。アンケート調査をもとに担任が子供に理由を尋ねたり、場合によっては校長やスクールカウンセラーにもつなぎ連携を図り対応しています。

(2) の保護者・地域に向けて、ですけれども、これは日頃、学校だよりとか、長期休業中の前に必ず子供たちの生活・学習面についての保護者会を行っています。そこで夏休み、冬休みの生活なども保護者に啓発しております。

(3) 例えば本校では、各学期の初めに集団登校を行っています。3 学期ですと 1 月 8 日から 1 月 24 日までは集団登校を行っています。そこでは朝は教職員や保護者や地域の方が旗振りをして子供たちを見守り「おはよう」と声をかけてくださったりしています。また駐在所のおまわりさんは 8 時 15 分に、本校の校門前を必ずパトカーで巡回してくださったりもして、学校だけではなくさまざまな機関と連携をしております。

次のページ、34 ページですけれども、自殺対策についての学校の主な取組についてです。まず 1 番目に学校が推進すべき教育内容として命の大切さに関する教育。2 番目、さまざまな困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育。3 番目、心の健康の保持に関わる教育を行っています。

まず 1 番目の命の大切さとしましては、学習指導要領に示されていますように、道徳科の授業の中で生命尊重を扱い、子供たちに考えさせております。2 番目では、さまざまな困難やストレスへの対処方法、これは授業と位置づけまして、体育・保健、体育科で学習をしたりしています。

また3番目の心の健康の保持に関わる教育の取組としまして学校保健計画との関連を図りながら指導しているところです。

次にSOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料。ここにこういうDVDがあります。

(DVD提示)これは東京都教育委員会から示された、とてもわかりやすく子供の心に訴える良い教材です。本校は繰り返して毎年のように見ております。一人一人が大切な存在であることに気づいたり、ストレスの概要について知ったり、つらい気持ちになったときの対処方法を伝え合うことや、自分がそのつらい気持ちを軽くするためにどうしたらいいかとか、自分だけではなくて友だちがつからそうにしているとき軽くしてあげるためにどうしたらいいかとか、グループで対処方法を伝え合ったり、自分の考えをワークシートに書いたり、その援助希求行動のあり方を考えたり、教師やスクールカウンセラーや保健師さんたちのお話を聞いたりするような内容になっています。

そして右の35ページと36ページに本校の4年生、5年生、6年生が昨年と今年にDVDを視聴した後の感想等を載せてみました。まず上の方、②ですけれども、「自分がつらい気持ちになったとき、それを軽くするためにどのようなことをしていますか」ということです。これは昨年の取組です。4年生、5年生、6年生、自分がつらいときに割とゲームをするという「ゲーム」というキーワードがたくさん出てきました。じゃあ逆に「今度は友だちがつからそうにしているときにどうしますか」ということに対しては「話しかける」とか「楽しい話をする」これも発達段階に応じて4年生、5年生、6年生になると、とても相手を意識した感想がたくさん出てきて「見守る」というような言葉も出てきています。その下に子供たちの思いとか感想の一部を掲載しました。35ページの方ですと、4年生は「自分も友だちも大切にしようと思った」「いろんな対処法、このビデオを見てやってみたいと思った」あと「解決方法がたくさんあることがわかった」「声をかけたり話し合うことがいいんだな」「これからは言いたいこと」「全員が悩みを持っていることを知った」「自分だけじゃないんだな」と。「自分のことをわかってくれることを長い人生の中で見つけたい」「家の人に話せるようにしたい」「きれいで完璧な人など一人もいないんだなと思った」これは4年生。5年生も「周りの大人に頼ろうと思った」あと、チクチク言葉とあったか言葉ということで勉強しているんですけども「「死ね」とか「うざい」とかそういうチクチク言葉じゃなくて「ありがとう」とか「ごめんなさい」とか「いいよ」とかいうような、あったか言葉を使うようにしたい」とか、あとは「相談していいんだなと思った」とか「自分も言えるようにしていきたい」「時々自分に自信がなくなることがあるんだけど相談してみようと思った」6年生なども「いままで以上によく考えて行動しようと思った」「人と助け合うということを学んだ」「他の人と共通点があって良かった」「自分なりの対処法を見つけない」というような内容です。35ページは昨年の子供たちです。

今年の4年生、5年生、6年生では「家族に話す」という言葉が比較的出てきています。あと

は「信頼できる大人の人に話したら気持ちが軽くなったので人に話すということは大切なんだな」とか「自分に合った対処法を見つけたり、一緒に解決方法を見つけたりしてあげたい」「中学生になったらいまより悩みが増えるので少しずつ対処したい」とか、5年生の方は「命が一番大切、自分自身を大切にすることが心に響いた」「全国の5、6年生の不安や悩みは71.6%もあって高学年になるにつれ増えることがわかった」また、2年生のときの過去のことを書いている子もいました、5年生の中に。「2年生のときチクチク言葉を言われて、何々君に相談したら気にしなくてもいいよと言われ心に染みだ。だから心を癒してくれる言葉はいいなと思った」子供も友達のにげない言葉で傷ついたり、教師の言葉で傷ついたりすることもあるかもしれません。本当に言葉というのは大事に指導していきたいなと思っています。それと6年生。「しっかりと話を聞いて一緒に考えるようにしていきたい」「過去に友だちに自分の悩み事を相談したらそれが広まってしまっすぎてつらかった。だから自分が信頼し、この人なら大丈夫という人を探したい」「親や地域にも信頼できる人がいるので相談してみます」というような、子供の実直な意見を聞き、これからは日頃の子供の変容をよく見極めて、予防的対応ができるような体制を図っていきたく思っているところです。本校の事例を主として報告させていただきました。

【西村部会長】 ありがとうございます。

続きまして、NPOいのちの電話の小原委員、電話相談の状況なども含めて何かコメントいただけますでしょうか。

【小原委員】 こんにちは。認定 NPO 法人東京多摩いのちの電話からまいりました小原彰子と申します。東京多摩いのちの電話は今年で開局 35 周年になりますが、毎日朝の 10 時から夜の 9 時まで、そして月に 3 回、24 時間を通して電話を受けております。毎月 10 日には厚生労働省の補助事業であります自殺予防いのちの電話に参加しております。2018 年の数字になりますが、私ども東京多摩いのちの電話で受けた電話のうち、自殺傾向がある、あるいは強い危険、実行中などと判断されたものは合わせて 1,400 件あまりでした。それは全部の電話の約 1 割というような数字になっています。年齢的には 40 代以上の方が多いのですが、それは私どものツールが電話ということで、なかなか若い方は電話になじみが薄いので、かけてきてくださる方は限られているからだというふうに思っています。私どもの親組織であります日本いのちの電話連盟ではインターネットやチャットなど SNS を応用した相談も始めております。私どもでもインターネット相談などを始めて、若い方へのすそ野も広げていくようにしようというふうにいま検討しております。

私どもは時々市町村の方から「ゲートキーパーの研修をお願いします」というようなご依頼も受けます。ゲートキーパーは御存じのように困ったり悩んだりしている人に声をかけて、話を聞いて相談に乗る、あるいは必要なところにつなげるというような役割ですけれども、やはり自殺をしようと思ひ詰めている方はもう出口が見えない、相談する人がいない、それからこんなにつらくて生きているのがつらい、もう生きていけないというような追い詰められた状況にいるので、

そういうときにちょっと声をかけて「一緒に考えてみようよ」ということで、少し苦しみが減って、これからどうしようかと考えられる力が出てくると思っています。

私どもの電話相談も広い意味でゲートキーパーというような役割なのかなというふうに思っています。いま小学校の取組のことをお聞きしましたが、そのお子さんの感想を聞いて、本当に感動というか、温かい気持ちになりました。いろいろこちらでも読ませていただきましたけども「友だちを大切にしようと思った」「解決方法がたくさんあることがわかった」「友だちがっらそうなときに声をかけたり話し合うことがいいと思った」「ビデオを見て一人じゃないと思った」「人と助け合うということを学んだ」「側にいてあげるだけでもいいのかな」というようないろいろな感想があって、なんか本当に声をかけて寄り添うということは私どもが心に留めて、いつも電話を取ることでなんですけれども、それはなんていうか、小学校の皆さんにもわかる人間としての感覚なんだろうなというのが伝わってきて、本当に私は嬉しい気持ちでした。本当に小学生でもゲートキーパーたくさん育っているんだなというふうに思っています。

ちょっと自殺者が微増しているという御報告もありましたので、今後も私どもは電話相談活動を通じて自殺予防、自殺防止に少しでもお手伝いができるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

**【西村部会長】** ありがとうございます。大分時間が押してしまいましたので、次に移らせていただきたいと思います。でも大切な内容なんで後でじっくりとまた皆さん御覧いただければと思います。

続きまして、取組報告（5）になります。八王子市版のネウボラについてです。こちらは第1章第1節6の母子保健の充実に関連する取組となります。

八王子市保健所、原田委員、お願いいたします。

**【原田委員】** これは各市とも同じようなことをやってらっしゃるのではないかと思います。代表して申し上げます。八王子は3つの保健センターと子ども家庭支援センターが5つございまして、提携してやっております。

3ページ、この図も各市同様のものをつくっていらっしゃると思います。子育て世代包括支援センターを中心に各関係機関が連携して妊娠前から子育てに入るまで、それぞれの段階でサポートをしているということになります。

4の妊婦面談ですけれども、それぞれの妊婦全員対象に面接のときにギフトをお渡しして支援プランを立てて、子育てをして訪問していく。EPDSを導入してリスクのある方を特に見つけていくということでございます。

昨年始めましたのが5ページ目、スライド5の新生児聴覚検査でございまして、生後50日以内の方に自己負担3,000円を上限に助成金を出しております。

6番目が乳児健診でございまして、このとき視機能検査、これはスクリーニングの機械を導入

いたしまして、早期から見つけているというものでございます。それから母子手帳についてもちょっとオリジナルなページを付けました。

7ページ目、産後ケアです。これも昨年始めまして、訪問型といたしまして1回1,600円、原則3回までで産後ケアが必要なお母さんに助産師等が訪問いたしましてケアをしているというところでございます。

8ページ目が、はちおうじっ子・子育てほっとライン。これは第1日曜を除く毎日、夜5時までの電話相談を実施しているということです。マイファイルというのは発達相談、発達障害児の支援でよく使われていたものですが、お子さんの発達情報を関係機関とお母さんが共有するためのファイルをつくと。一人一人にお渡ししてそれをつくっているというところなんです。

9ページ目が相談、体制、支援ということで、まとめるとこんな状態であるというところでございます。以上です。

【西村部会長】 ありがとうございます。時間もありませんけれども、何か御質問があれば一つぐらいお受けしたいと思います。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは続きまして、切れ目のない子育て支援ということで、日野市においても妊婦さんの支援に力を入れていると聞いております。少し御報告いただけますでしょうか。

日野市の平課長、お願いいたします。

【平課長】 日野市になります。日野市の方では八王子市さんと似た感じでは、やっているんですが、日野市の特徴としまして、妊婦さんの母子手帳を発行する場所を1か所に集めまして、妊婦届をされる妊婦さんの99%の方は必ず保健師と会っていただいて、家庭の状況やお体の状況、産んだ後の心配事や経済的なところを妊婦さん、またその御家族と確認をしまして、母子手帳を渡し、必要な方には支援を入れていくというのを妊婦の段階から行っていくというのが一つの特徴になると思っています。ここを入口につくったことによって早期からの支援が積極的にできるようになりまして、いままでは乳幼児健診、生まれた後の3か月健診とかそういう場所で「ちょっとお金がないんだけど」とか「子供がかわいく思えない」とか、そういうふうな言葉というのが生まれる前から支援が入ることによって、そのあたりが少し積極的な支援の体制になれたというふうに思っております。

今後はそのあたりを含めまして、子ども包括支援センター、仮称なんですけど、そういうふうな部門をつくっていくというような方向をいま持っております、そのあたりが今後は具体的になっていくと思っております。それについては健康課の母子保健の分野と、あとは子ども部の方の子ども家庭支援センターのそのあたりとの組織、虐待対応の組織とが一体化した動きということで、その方向で来年度は取り組んでいくことになると思います。以上です。

【西村部会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、取組報告の(6)ですが、地域・職域連携推進ガイドラインの改訂につ

いて。こちらについてですが、本部会は地域・職域連携推進協議会も兼ねております。プランの第1章第1節8、様々な主体による健康づくりに関する報告となります。

それでは南多摩保健所、河西課長からお願いいたします。

【河西課長】 それでは資料9を御覧ください。本日は昨年9月に改訂されました地域・職域連携推進ガイドラインの改訂ポイントを簡単に説明させていただきたいと思います。

人生100年時代を迎えようとしております現在、国民の働き方、またライフスタイルが大きく変化、多様化しております。保健事業のあり方も時代に沿ったものに改善していくことが求められております。こうした状況を踏まえ、厚生労働省におきまして平成16年度に策定されたガイドラインの改訂に至りました。資料の9、上の改訂の方向性にありますように、関係機関が連携した具体的な取組の実施につなげていくために必要な事項ということで3つのポイントに整理されております。

1点目でございますが、地域・職域連携の基本的理念の再整理になります。在住者や在勤者の違いによらず、地域保健と職域保健が連携した幅広い取組が促進されるように資料の次からがガイドラインになっておりますが、56ページを御覧いただきますと、これまで特に不十分だった退職者、それから被扶養者、小規模事業場の労働者への対応の必要性ですとか、先進的な取組におけるメリットなどが整理されております。

また2点目でございますが、地域・職域連携推進協議会の効果的な運営ということ。続きまして資料59ページを御覧いただきますと、59ページ以降、本二次医療圏協議会の役割と方向性が改めて整理されております。地域の特性に応じた継続的な健康管理が可能となる連携体制を構築するために、健康づくりを目的とした他の協議会ですとか、地域保健・職域保健に関する双方の事業の根拠、背景、課題、連携事業の効果などを具体的に示すといったような事務局機能の強化と共に、資料の62、63ページには本協議会の構成機関に期待されている役割が記載されています。委員の皆様方も是非目を通していただければと思います。

3点目でございますが、具体的な取組実施のために必要な工夫ということが整理されております。実行を重視した柔軟なPDCAサイクルに基づいた事業展開の促進について記載されております。資料の73ページに例示されております健康課題を把握するためのさまざまなデータの収集、分析、共有による活用の促進、また資料75ページには生活習慣病、たばこ対策、メンタルヘルスなど、既に地域・職域それぞれが取り組んでいる保健事業の課題の明確化、共有から取り組むと着手しやすいということなどが整理されております。また資料80ページからは先ほどからお話がありました健康づくり推進員の方ですとか、食生活の改善に関わる推進員さん方、住民ボランティアの活用ですとか、人材育成も大変重要とされております。当圏域におきましても本ガイドラインを参考にしまして、地域・職域連携という視点から改めて保健事業を整理して、圏域全体の働く世代の健康づくりを推進していくことが期待されております。説明は以上になります。

【西村部会長】 ありがとうございます。この本部会は地域・職域連携ということですが、本部会には専門委員としてお二方に御参加いただいております。それぞれのお立場からコメントをいただきたいと思います。

まず日野自動車健康組合の信太委員、お願いいたします。

【信太委員】 日野自動車健康保険組合の信太です。発言の機会をいただきましたので、今年の2019年度職域である健康保険組合として取り組んできた項目を3点、ちょっとトピックだけをお話ししたいと思います。この1年間で新たに実施した変化点でございますけれども、まず事業主、企業との連携強化という目的の中で、事業所ごとの、つまり日野自動車の場合、製造業でありますので、工場ごとの健康課題、こちらを厚労省の第2期データヘルス計画、こちらのデータ解析に基づいて、より課題に紐付いた対策を打ってPDCAを回していけるようにということで、そのデータ解析をしっかり提供するようにいたしました。それともちろん工場ごとの健康課題ということになりますので、工場ごとの健康推進責任者を決めて、主体的に動いていただけるような、そんな組織づくりも行ったということでございます。

それから2番目に健康づくりのポータルサイトを開設いたしました。去年の4月ですね。いわゆる日野自動車健康保険組合のホームページについては誰でもパソコン、あるいはスマホで見れるようになっているんですけども、その中に目立つバナーを一つ付けまして、そこでは自分だけのIDとパスワードを入力することによって自分自身の健康診断の結果を過去に遡って、それから直近の状況を含めてスマホから見れるようにいたしました。それと同様に、その中では医療費の支払い実績、こちらも過去に遡って見れるようにいたしました。これは先ほどの資料の中にもちょっとありましたけど、ポピュレーションアプローチの一環として、少しでも一人一人の健康づくりの意識が向上できるようにという目的で行っておりますが、1年経って、まだちょっと加入者のログインの率がちょっと低い。予定どおりではあるんですけど、予定より少し高い状況であるんですけど、やはりまだまだ少ないんで、使いやすさとか、あるいはインセンティブのポイント、何千歩歩いたら何ポイントとか、そういった工夫をしていきたい、工夫を加えていきたいなと思っております。

3点目が健康づくりセミナーということで、世の中の的にちょっとブランド力のあるヘルスケアの業者さんに来ていただいて、先ほど話のあったような食事、生活習慣病改善に向けた食事ということで、糖質とか塩分を取りすぎないようにというような座学に加えて、プラス自宅で継続的にできるような体操、その辺のセミナーを従業員向けに開催するようなトライを昨年2回実施して、今年は各工場ごとでまたそれを実施する予定でございます。

私からは簡単に3点紹介させていただきました。以上でございます。

【西村部会長】 ありがとうございます。

それでは八王子地域産業保健センターの鈴木委員、いかがでしょうか。

【鈴木委員】 私どもの事業は皆様にも確か昨年御紹介しましたので、詳しい事業内容の御説明はもう時間の関係もありますので差し控えさせていただきますが、今回私は初めて地域・職域連携推進ガイドライン、これが50ページぐらいあるんですけども、中身をじっくり読ませていただきました。読んだ率直な感想ですが、やっぱり地域産業保健センターという私どもの事業主体が果たせる役割が少なからず、これを見た限りではあるのかなということ、また気持ちをしっかりと持たなくちゃいけないなという感想を持ちました。

私どもの事業は簡単に言えば、従業員の方が50人未満の事業所が対象になっています。この資料にもありますように小規模事業所が対象になっておりますので、いわゆる50人以上の事業所にはもう普通に産業医の先生が法的にも義務を持たれておりますのでいらっしゃるんですが、なかなか小規模事業所には産業医の先生がいらっしゃいません。そういう部分をカバーするということで、国の厚生労働省からの委託事業になっているわけなんですけど、具体的に言いますと、うちはかなり相談を受けておまして、相談の申込みがありますと、すぐに対応できなくて1か月近く待っていただくとか、それぐらい混んでいる時がございます。毎週木曜日にやっているんですけども、それ以外にも直接事業所を訪問する個別訪問みたいなのもやっておりますし、またサテライトと言いまして、担当の産業医の先生のクリニックに行っていて相談を受けていただくとか、いろんな対応方法を取って、また日にちも木曜日以外にも設けたりしているんですが、それでもかなりこのところ申込みが多いです。きょうも御指摘いただきましたが、労働基準監督署の方からいろいろな関係もありまして、特に年に5～6回私どもの事業のプレゼンテーション等をやらせていただいているんですけど、労働災害の再発防止講習会とか、全国労働衛生推進週間の講習会とか、そういったものに私どもが参加させていただきましてプレゼンテーションを10分とか15分程度させていただいて、私どもの事業をPRさせていただいています。そのおかげもありまして、本当に利用者が伸びているところがございます。

具体的に御紹介いたしますと、やっぱり一番多いのは健康診断ですね。年に1～2回やっておりますが、その結果を受けて異常所見、そういうものが出た場合に対して産業医の先生からのいろんなコメント、御相談を受けた場合のコメント、それが一番多いんですけども、2番目に多いのがやはり長時間労働の関係ですね。それはやはり直接御本人に来ていただいて面接指導とか、そういったものをやっております。また数は少ないですが、いわゆるメンタルヘルスの関係ということで、体調の悪い方、特に具体的に言えば、長期療養で休んでいらした方が職場復帰するときはどうして会社として対応していいか、それは非常に微妙な問題ですね。そういう問題についても先生からのコメント、そういったものを求められることもございます。今後はいま大きくは働き方改革の中で、この資料の中にありますけれども、治療と仕事の両立支援の問題だとか、いま巷では意外と叫ばれているんですが、健康経営、要するに経営者が健康というものも一つの経営の視点に立ってとらえた方がいいんじゃないかと。それが結果的に会社の利益につながるんだ

と。やっぱり従業員の方が健康であることがいいんだと、そういう健康経営というような視点とか、あとは何年か前から始まったストレスチェック制度の問題、そういったことがこれからの相談の主な部分に入ってくるのかなと。

それで最後に、うちの方にどんな業種の方が相談に来ているのかということでチェックして調べてみたんですけども、最近利用申込みが多いところはやはり建設業のところが多いですね。それから運送業、いわゆる宅配サービスの方とか、あと物流サービスをやっている方とか、設備の点検をやっているところ、あとサービス業では外食産業の方とか普通の小売店の方もそうですけど、教育関連では保育園とか学童保育所からも御相談を受けております。あとはいろんな研究開発部門、スタッフ的な部門からの申込みがあります。最後に社会福祉法人の関係では介護の事業所とか、そういったところからも御相談を受けております。先ほど言いましたように、うちの方は50人未満の小規模事業所ということでしておりますが、よく聞きますと、本社がありまして、その下の支社とか事業所とか、そういうところは確かに50人未満なんです。会社全体で考えれば当然100人、200人いる会社なんで、当然産業医の先生はいるはずなんですけども、なかなか各支店単位に立つとそこには産業医の先生はいないということで、うちの方に直接御相談が来てしまうというケースがあって、一応基本は「本社の産業医の先生を何とか活用して相談を受けてくださいよ」と言うんですけど、是非うちでやってほしいとかそういう依頼もあって、その辺はなかなか苦慮して、また慎重に対応しているところが現状でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【西村部会長】 ありがとうございます。その他、御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で事務局が用意した案件はすべて終了いたしました。この際ですから全体を通して何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。後半、大分駆け足になってしまって申し訳ございません。何かございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは本日は円滑な議事の運営に御協力いただきましてありがとうございました。

では事務局の方に進行をお返しします。よろしく申し上げます。

【谷津課長】 西村部会長、大変ありがとうございました。また委員の皆様、長時間にわたりまして御協議をいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を参考として、今後も各種事業を着実に進めてまいりたいと思います。なお、配布資料のうち、プランの冊子につきましては机に残していただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和元年度健康づくり部会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。